単　位　事　務　名	
扶　養　手　当 〈コード〉０３０２	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例第９条，第10条】 給与条例の運用方針について（通知）　【昭和58年11月21日人第280号】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員扶養手当支給規則　【昭和26年４月13日規則第38号】 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程　【平成４年12月25日訓令９号】 扶養親族認定申請に添付すべき証明資料について　【平成23年３月16日人第164号】 扶養手当の扶養親族認定について（通知）　【平成14年４月18日鹿教教第60号】 学校職員に係る扶養手当及び単身赴任手当の取扱変更について 【平成23年４月１日鹿教教第４号】 県立学校における給与事務の取扱いについて(通知)　【平成19年３月22日鹿教教第648号】 年度末及び年度当初の手当認定事務等について(通知)　【平成19年2月2日鹿教教第549号】 認定事務の手引き　【平成27年3月総務部人事課】 給与関係コード表（職コミ・文書管理掲載）　【県発行】 鹿児島県職員給与データ収集･配信システムマニュアル【平成27年3月　企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】
支給要件及び扶養親族の範囲	扶養手当とは，扶養親族のある職員に対して支給される。支給要件は，次に掲げる者で，他に生計の途がないものを主として職員が扶養（注１）していることが必要である。 この扶養手当の支給対象となる者を「扶養親族（注２）」という。 １　配偶者（内縁関係を含む。） ２　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫 ３　満60歳以上の父母及び祖父母 ４　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹 ５　心身に著しい障害がある者（終身労務に服することができない程度の者に限る。） 【職員給与条例第9条】 ただし，次の者は扶養親族とすることはできない。　【平成4年12月25日訓令9号】 (ｱ)　職員の配偶者，兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事務所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 (ｲ)　年額1,300,000円以上（注３，４）の恒常的な所得があると見込まれる者 ※　再任用職員(フルタイム勤務)には，支給されない。 【鹿児島県職員扶養手当支給規則，第３条第３項第１号，第２号】

項　　目	処　　理　　方　　法
	※（注１） 　職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には，職員が主たる扶養者である場合に限り，その者を職員の扶養親族として認定することができる。 　なお，夫婦が共同して子を扶養している場合（夫婦とも県職員の場合を除く）における子の扶養認定については，届出者たる職員が次の二つの要件を満たすときには，主たる扶養者として認定することができる。 ①　職員の所得が配偶者と同程度以上（配偶者の所得の９割以上）であること。 ②　配偶者が当該扶養認定に係る子について，扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないこと。 　この場合，配偶者が子を扶養していないことの証明は，職員の性別に関わりなく原則として次の資料で行うこととする。 ・　配偶者の所得証明 ・　配偶者が扶養手当又はこれに相当する手当を受給していないことの証明 ※（注２）扶養親族の範囲（○は可，×は不可） ａ　一般関係 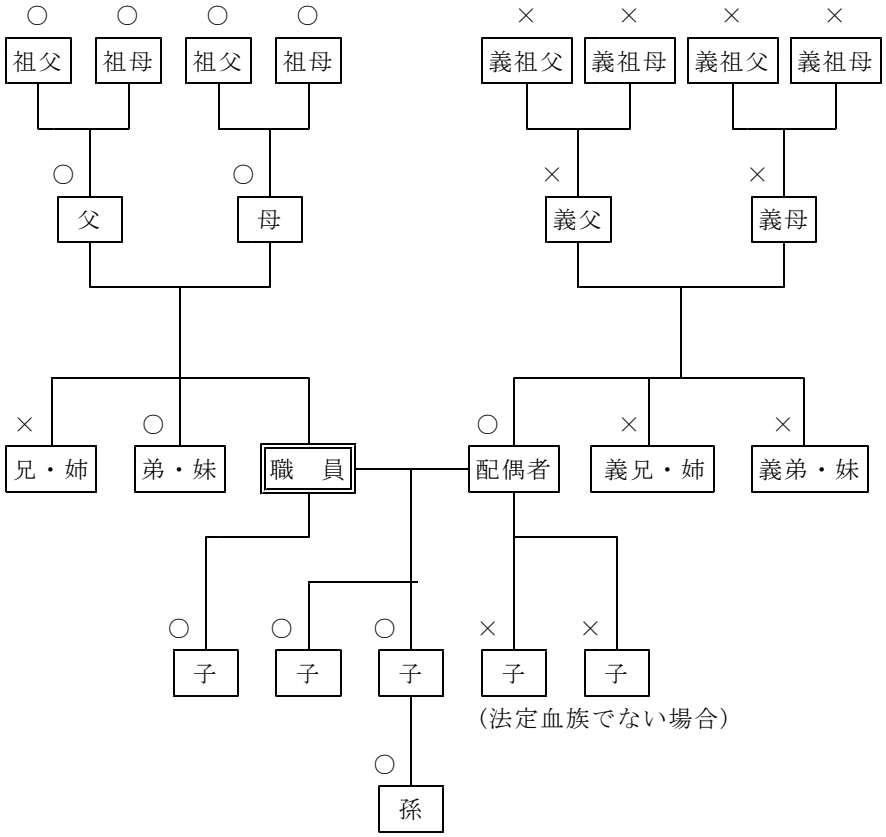

項　　目	処　　理　　方　　法
	b　養親子関係（養子縁組をしている場合） 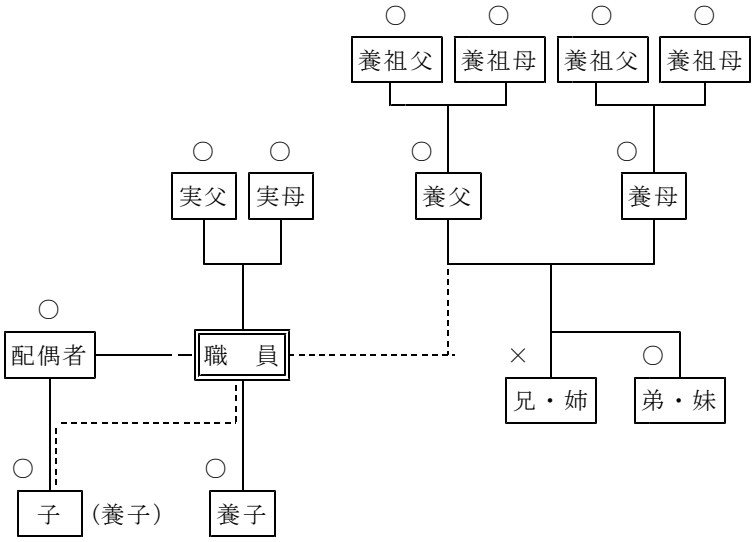 c　義（継）父母関係 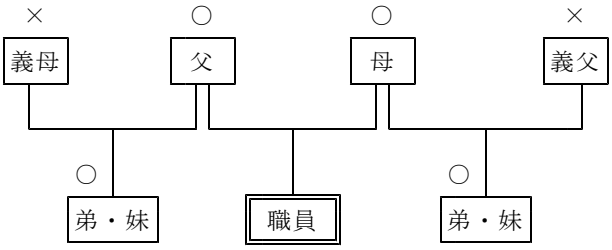 （※法定血族でない 義父母の子は×） ※（注３） 「年額 1,300,000円以上の恒常的な所得」の「年額」とは，必ずしも暦年による年額をいうのではなく，次の例のとおり将来にわたって１年間という意味である。また「恒常的な所得」とは，給与所得，事業所得，不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい，退職所得，一時所得等一時的な収入による所得は，これには含まない。 なお，所得の金額の算定は，所得税法上の所得金額の計算に関係なく，扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし，事業所得，不動産所得等で，当該所得を得るために，人件費，修理費，管理費等の経費の支出を要するものについては，社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

項　　目	処　　理　　方　　法

〔例〕

５月１日　　翌年４月３０日

年額○○○,○○○円

※（注４）
　給与所得等月単位の所得（通勤手当等各種手当を含む。）がある者については，将来にわたって恒常的に定まった収入があると見込まれるときは,月単位の所得が130万円の12分の１以上あるかどうかによる。

支　給　額

年度／扶養親族	平成29年度	平成29年度	平成30年度
配偶者	13,000	10,000	6,500
子	6,500	8,000	10,000
父母等	6,500	6,500	6,500

支給額

(1)　配偶者　6,500円

(2)　子　10,000円

(3)　父母等　6,500円

○特定期間の子（16歳の年度初めから22歳の年度末まで）　5,000円加算

〔例〕　○印の者が扶養親族として認定されている場合

(1) 一般的な例

親（父）○　　親（母）○

職員　配偶者○

17歳の子○　　13歳の子○

平成31年度の支給額

配偶者　６，５００円
認定扶養親族（子）　１０，０００円×２人＝２０，０００円
認定扶養親族（父母）　６，５００円×２人＝１３，０００円
１７歳の子に対する加算　５，０００円加算

計　４４，５００円

項　　目	処　　理　　方　　法
	〔例〕 (2) 夫婦共働きの例（夫婦とも県職員） 夫について子２人，妻について子１人が扶養親族として認定されている場合 （やむを得ぬ家庭の事情で扶養親族を夫と妻に分けている場合） 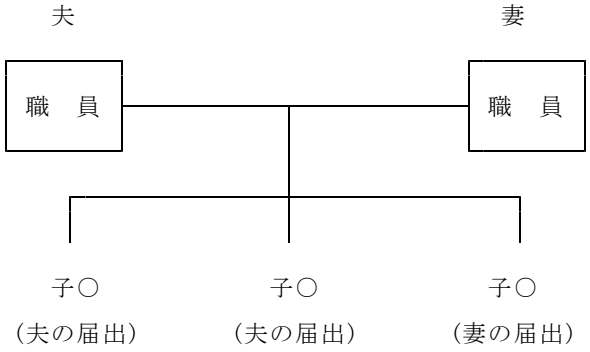 平成31年度の支給額 夫に係る分（１０，０００円＋１０，０００円）＋妻に係る分（６，５００円） ＝２６，５００円
届　出　義　務	１　新たに職員となった者に扶養親族がある場合，又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては，その職員は直ちにその旨を校長に届出なければならない。 (1)　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った場合 (2)　扶養親族としての要件を欠くに至った場合（年齢満了の場合を除く） (3)　扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合 （前号に該当する場合を除く） (4)　扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合 （前(1)に該当する場合を除く）　【職員給与条例第10条】 ２　扶養親族の届出は，次の各号に定める届出書により行わなければならない。 (1)　新たに扶養手当支給を受けようとする場合 扶養親族等届出書（第１号様式） (2)　すでに扶養手当の支給を受けていた職員に前１の(1)又は(2)に該当する事実が生じた場合 扶養親族異動届出書（第２号様式） (3)　前１の(3)(4)に該当する事実が生じた場合 配偶者のない職員となったこと又は配偶者を有するに至ったことに関する届出書 （第３号様式）

項　　目	処　　理　　方　　法
認　　定	1　校長は届出を受理したときは速やかに受付印を押し，扶養親族認定受付簿に記載する。 2　決裁後は決裁年月日，決裁番号，手当の支給開始，若しくは，改定又は廃止の時期を記載する。 3　認定は，支給規則第２条各号に規定する届出書の認定欄を用いて行う。 4　配偶者，子，父母，祖父母以外の者を扶養親族として認定しようとするとき及び，夫婦が共同で扶養している者を夫婦で分けて認定しようとするときは，あらかじめ，教職員課長と協議する。
職権による認定取消	年齢満了による消滅の場合は，任命権者の職権により処理する。
支給方法	1　支給手続 職　員：事実の発生 → 扶養届 所属長：確認 → 認定 → 電算報告 → 支給 → 事後確認（注５） ※（注５）（規則第９条） 現に扶養手当の支給を受けている職員が扶養手当の支給を受ける要件を備えているかどうか（扶養親族の年間所得が1,300,000円未満であるかどうかなど），又扶養手当の支給額が正しいかどうかを３年に１回（必要であると認められるときは随時）確認すること。 なお，18歳年度末に到達した子，孫及び弟妹については就職等により扶養親族でなくなる場合があるので，18歳年度末以降の各年度始めには職員に注意を喚起すること。 2　支給の始期，終期及び支給額の改定 (1)　支給の始期（条例第10条第２項） ア　扶養親族のある者が採用された場合又は職員に扶養親族が生じた場合は，採用された日または扶養親族が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 イ　上記（ア）の場合で届出がそれぞれの日から20日（注６）を経過した後になされたときは，届出を受理した日（注７）の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。

項　　目	処　　理　　方　　法
	(2)　支給の終期（条例第10条第２項） 職員が退職，死亡した場合又はすべての扶養親族がその要件を欠いた場合には，その日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給する。 (3)　支給額の改定（条例第10条第３項） 扶養親族のある職員に支給額を変更すべき事実が生じた場合は，次のとおり支給額を改定する。 ア　増額の場合 a　届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合 その月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 b　届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合 届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 イ　減額の場合 届出を受理した日に関係なく，事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 ※（注６） 届出20日の計算はその事実が生じた日の翌日（その事実が午前０時に生じたときはその日）から起算する。 20日目が週休日，休日又は年始年末の休暇に当たるときは，その翌日又はその休暇が終わった日の翌日まで延長される。 ※（注７） 「届出を受理した日」とは，所属長が届出を受け付けた日である。 ただし，職員が遠隔地等にあって，届出書類の送達に日時を要する場合には，職員が，届出書類を実際に発送した日をもって「届出を受理した日」として取り扱うことができる。

項　　目	処　　理　　方　　法

《金額は平成３１年度》

〔例〕 (1)　要件を具備した日から20日経過後の届出の場合

（配偶者が扶養親族でない場合）

4/25　5/1　5/15　5/20　6/1 10,000円

20日経過後の届出のため，６月からの支給とする。

一人目子出生　（20日目）　扶養届提出

（20日目が日曜日等の場合）

12/9　12/29　1/1　1/3　1/4　10,000円

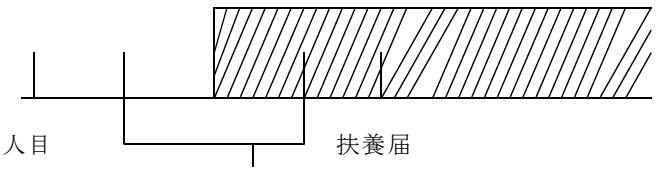

20日目が年末年始の休暇に当たるので，１月４日の届出は20日以内のものとされ，したがって，１月からの支給となる。

一人目子出生　（20日目）　年末年始の休暇　扶養届提出

(2)　要件を欠いた日から20日経過後の届出の場合

16,500円

（妻と子１人）7/1　7/21　7/25　8/1

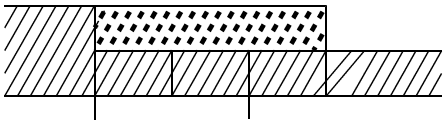

減額改定のため7月から10,000円になる。

したがって6,500円の返納となる。

妻就職（20日目）扶養届提出

（年額130万円以上）

項　　目	処　　理　　方　　法
異動職員にかかる事務処理	1　転出の場合は扶養親族等届出書の原簿を転出先の所属長に送付する。 　この場合写しを保管しておく。 2　転入の場合は県費負担教職員（教育庁職員を含む）以外の公務員（県職員，県内市立全日制高等学校職員，他の都道府県の県費負担教職員及び国家公務員をいう）から引き続き採用された職員については，前任命権者の認定台帳の写（旧所属長において原本の照合証明を付した者）を添付し，配偶者に係る分については，異動発令年月日現在の職業に関する申立書を添付させ，収入があると判断される場合は所得額証明書等により確認のうえ慎重に認定すること。 （昭和57年４月１日付「諸手当の認定申請」に係る職員に対する指導について（通知）を参照すること） 3　前記２に該当する職員の「配偶者及び22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子・孫・弟妹」以外の者に係る認定については，台帳の写（旧所属長において原本との照合証明を付したもの）のほか，最新の次の書類を添付させ確認のうえ，慎重に認定すること。 ①所得額証明書 ②恩給等の受給の有無に関する証明書等 (ｲ)　恩給，年金（共済年金，厚生年金，国民年金，その他の年金及び各種の扶助料等（以下「恩給等」という。））を受給している場合は，その証書又は額の改定通知書等の写（所属長の原本との照合証明を付すること）及びそれ以外の恩給等に類するものは受給していない旨の申立書（扶養者及び被扶養者の連名による申立書を学校長が証明したもの） (ﾛ)　恩給等を受給していない場合は，扶養者及び被扶養者の連名による申立書（学校長が証明したもの） 4　退職者（期限付満了による退職を含む。）が再任用された場合（ただし，退職日の翌日から再任用日までの期間が10日以内の場合に限る。）で，前回認定時と実情等に変更がない場合は，新たに認定を行う必要はなく，前回認定時の届出書類をそのまま使用して差し支えない。ただし，この場合は，当該職員に前回認定時と認定要件に係る実情等に変更がないことを記載した申立書（以下「申立書」という。様式は任意。）を提出させるとともに，認定簿等に必要事項を記載すること。（別紙記載例参照） 　また，認定簿等については，通常の異動者と同様に，再任用先へ送付すること。
父母の扶養親族認定について	1　父母を扶養親族として認定する場合，父母の年間所得が限度額以下であっても無条件に認定されるものではないこと。即ち，限度額以下であっても主として職員の扶養を受けていない者は，認定の対象にならないのであるから，次の諸点について十分調査すること。 (1)　父母の生計状況については，その収入状況からみて，職員に生計の途を仰がねばならない程度であるか。

項　　目	処　　理　　方　　法
	(2)　父母が現に職員の扶養を受けているか。受けている場合は，主としてその職員の扶養を受けて生計を維持しているという事実の証明がなされ，認定権者はそれを確認しなければならない。 　この場合，その事実の証明は形式に流れることなく，良心的なものでなければならないこと。 2　特に別居中の父母の認定については，扶養の事実について確認を厳正にされたい。 (1)　別居中の父母については，前記１による確認が困難な面もあるが，職員にこの旨を十分周知させ，良心的な申請をするよう指導するとともに極力その事実の確認につとめること。特に職員に兄弟等があるときは，職員のみが扶養していることは少なく，一般的に共同して父母を，扶養している場合が多いので，このような場合は，それらの兄弟等からの送金状況等も徴して，扶養の実態を正確に把握することが必要である。 (2)　別居中の父母のうち，父には所得があって認定できないとして，父と同居している母を認定している例があるが，これは母を扶養する者は第一順位は当然父であるべきことを考慮して処理すること。 　やむを得ず母を認定する場合は，父がその所得だけでは扶養できないという証拠が必要である。 (3)　別居中の父母の生計費として送金等をしている場合も，職員の所得額，家族状況等からみて，父母を扶養することができる状態かどうか。また，その金額が最近の経済事情からみて，父母の生計を維持するに足る程度の額であるかどうか等もあわせて検討すること。 (4)　職員のほかに優先順位の扶養義務者はないかどうか，従来の生計状況等をみて十分調査すること。 ※以下の場合，協議を不要とする。 　別居している父母及び祖父母を送金によって扶養している場合で，職員の送金等の額が当該父母等の総収入額（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計の１／３以上のとき　　（鹿教教第３号　平成23年４月１日）
届出に関する証明資料	○別表（扶養親族認定のための添付資料と留意事項)のとおり
電算報告	1　報告書の「扶養手当」の欄を修正するときは，該当の桁だけ修正するのでなく，異動のない他のすべての桁も従前の数を記入する。 2　「２人目まで」と「３人目以降」は認定の順番に記入する。 3　「加算対象となる子」はその数を記入する。

項　　目	処　　理　　方　　法
そ　の　他	１　扶養手当は，給料の支給方法に準じて支給するので，次の項目に該当することになった場合又はこれらの期間の終了により職務に復帰した場合のその月分は，日割計算を行う。（条例第２０条，規則第６条） ア　休　職 イ　停　職 ウ　専従許可 エ　育児休業許可 〔例〕　退職した場合の支給額　≪金額は平成２９年度≫ (1)　休職中の退職 扶養手当　１８，０００円の職員（休職給 $\frac{80}{100}$）が月の中途で退職した場合 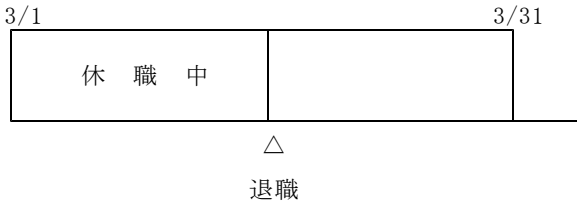 支給額　１８，０００円×$\frac{80}{100}$＝１４，４００円 (2)　復帰後に退職 扶養手当１８，０００円の職員(休職給 $\frac{80}{100}$)が月の中途で復帰後退職した場合 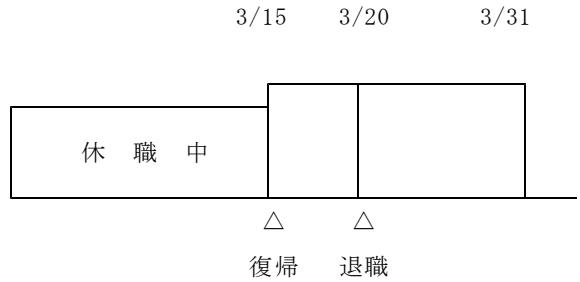 支給額　１６，４３４円 ①　休職期間中　１８，０００円×$\frac{80}{100}$×$\frac{(14-4)}{(31-8)}$＝６，２６０．８６円 ②　復 帰 以 後　１８，０００円×$\frac{(17-4)}{(31-8)}$＝１０，１７３．９１円 ６，２６０．８６＋１０，１７３．９１＝１６，４３４．７７→１６，４３４ （注８）　円未満に端数を生じる場合は，合計後の端数を切り捨てる。